

函館市福祉計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市における高齢者福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画をいう。）および介護保険事業計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）、障がい者基本計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条に規定する市町村障害者計画をいう。）および障がい福祉計画（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条に規定する市町村障害福祉計画をいう。）ならびに次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する市町村行動計画をいう。）を策定し、および推進するに当たり、市民の意見等を反映させることを目的として、函館市福祉計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、市の福祉行政に関し識見を有する者のうちから市長が指定する。

3 委員のうち3人は、公募による者とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第4条 委員会に会長1人および副会長2人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

4 会長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は，会長が招集する。

2 会長は，委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は，委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会長は，必要があると認めるときは，委員会の会議に委員以外の者の出席を求め，意見等を聴くことができる。

5 会長は，必要があると認めるときは，委員以外の関係者等との懇談会を行うことができる。

(部会)

第 6 条 各種計画の専門的な事項について協議させるため，委員会に次に掲げる部会を置く。

(1) 高齢者部会

(2) 障がい者部会

(3) 次世代部会

2 部会は，委員のうちから会長が指名する者および特別委員若干人をもって組織する。

3 特別委員は，専門的な識見を有する者のうちから，市長が指定する。

4 部会に部会長を置き，その部会に属する委員および特別委員(以下，これらを「専門委員」という。)の互選によりこれを定める。

5 部会長は，その部会の事務を総理する。

6 部会長に事故があるときは，部会長があらかじめ指名する専門委員が，その職務を代理する。

7 第 3 条の規定は，特別委員の任期について準用する。この場合において，同条中「委員」とあるのは「特別委員」と読み替えるものとする。

8 前条の規定は，部会の会議について準用する。この場合において，同条中「委員会」とあるのは「部会」と，「会長」とあるのは「部会長」と，「委員」とあるのは「専門委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は，福祉部において処理する。

(補 則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，会長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は，平成 2 0 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 函館市高齢者等保健・医療・福祉計画策定推進委員会設置要綱（平成 1 7 年 4 月 1 日市長決裁）は，廃止する。
- 3 函館市障がい者基本計画等策定推進委員会設置要綱（平成 1 7 年 4 月 1 日市長決裁）は，廃止する。
- 4 函館市次世代育成支援行動計画策定推進委員会設置要綱（平成 1 6 年 4 月 1 日市長決裁）は，廃止する。
- 5 この要綱の施行の日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日までの間に市長が指定する委員および特別委員の任期は，第 3 条（第 6 条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，市長の指定する日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日までとする。